

委員会発議第6号



かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和8年9月25日提出

かすみがうら市議会

議長 来栖 丈治 様

提出者 議会運営委員会

委員長 櫻井 繁行

提 案 理 由

かすみがうら市行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改める必要があるため、所要の改正を行うものである。

なお、この条例は、令和８年１０月１日から施行するものである。

令和 8 年かすみがうら市条例第 号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例

かすみがうら市議会委員会条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務企画部」を「市長公室、総務部」に、「会計事務局」を「会計課」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務経済委員会 8人 総務企画部 、消防本部、 会計事務局 、監査委員事務局、産業経済部、都市建設部及び農業委員会事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2) （略）	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務経済委員会 8人 市長公室、総務部 、消防本部、 会計課 、監査委員事務局、産業経済部、都市建設部及び農業委員会事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2) （略）
	附 則 <u>この条例は、令和8年10月1日から施行する。</u>